

この調査の目的は主要貨物を等級別に知らうとするもので、指定月において実施する。調査範囲および方法は品目別調査の場合と同様であるが、この場合には輸送貨物の品名に適用される等級を同時に調査して計上する。作成された調査表は品目別調査と同様に機械作業によって原表を作成し、これにもとづいて本調査の結果表を作成する。本調査の結果、車扱貨物の輸送実体がつぎの2項目によって示される。

- ① 車扱貨物の等級別構造 ② 等級別1t平均輸送キロ
③ 等級別の輸送キロ分布 ④ 鉄道管理局別等級別発送および到着トン数 ⑤ 等級別の品目構造

3 特種貨物調査

国鉄線および社線発送の車扱貨物で、国鉄線を輸送（自動車線内輸送および構内運送を除く）した特種貨物については、主要貨物と区別して毎月輸送トン数および運賃を計算して輸送実績を調査し、特種貨物数量および運賃月報(年報)を作成する。特種貨物の範囲は最初述べたとおりである。

鉄道管理局は貨物通知書によって国鉄線発送・社線発送別・発送局別に特種貨物を種類別に区分して月間の輸送トン数および運賃を計算し、特種貨物数量および運賃月報を作成して本社審査統計課に送付する。本社は社線取扱の後扱車業用貨物トン数および運賃を貨物通知書によって同様に計算し、鉄道管理局から送付の月報と合算して月報(年報)を作成する。

4 車扱貨物車種別調査

この調査は特定月の特定期日における貨物通知書を使用して行うもので、輸送貨物と使用貨車の実体を種々の角度から観察したものである。すなわち車扱貨物について貨車と積載貨物の関係・車種別利用度・貨車の流動状況等を明らかにして、輸送対策資料とするほか貨車運用面に、あるいは貨車増備計画の検討資料とする。

本調査の調査方法と調査結果表とはつぎのとおりである。

(1) 調査方法

国鉄線および連絡社線発送のもので国鉄線を輸送した車扱貨物につき、鉄道管理局では貨物通知書によって局別実績を調査し、発駅(局・線・駅)・駅間キロ程・着駅(局・線・駅)・品目・車種・車数・実重量・運賃計算トン数を車扱貨物品目別貨車種類別調査表に抜すいし、符号を付して本社審査統計課に送付する。

鉄道管理局において作成された調査表は下記の原表となり、これを計算して本調査の結果表を作成する。

- ① 局別車種別原表 ② 品目別車種別原表 ③ キロ別車種別原表 ④ 車種別発着関係局別原表

(2) 調査結果表

上記原表によりつぎの数表を作成する。

- 第1表 局別・国社別・貨車種類別総括表
第2表 品類別・車種別数量総括表
第3表 車種別・目的別使用貨車数量総括表
第4表 国社別・品類別・品目別使用貨車数量明細表
第5表 車種別・走行キロおよび平均キロ表
第6表 車種別・キロ別分布表
第7表 局別・発着関係使用貨車数量明細表

これらの諸表によって、輸送貨物と使用貨車の実体を観察するため、つぎの調査項目による車扱貨物車種別調査結果表を作成している。

(1) 現在車と使用車の比較

車両台帳面の現在貨車および使用貨車の総車両数によって車種別車両数の比率を示し、現在車に対する使用車の割合を掲げ

る。

(2) 使用貨車の車種別利用度調査

車種別の使用車数によって利用される貨車の種類を示す。

(3) 使用貨車の車種と積載貨物の関係

輸送貨物と使用貨車の関係を示したもので、積載貨物を品別に車種別車数によって計算するとともに、積載貨物を品目別に車種別車数および輸送トン数によって計算する。

(4) 車種別・目的別の使用車調査

輸送貨物を通常貨物・事業用貨物および特種貨物に区分して、これら貨物がどの種類の車によってどのくらい輸送されたかを示す。

(5) 車種別の1車平均走行キロと1車平均積載トン数

使用車の稼動状態を車種別にみるとともに、車種別貨車の平均積載量を示す。

(6) 車種別の分布状態調査

使用車の貨車キロによって貨車分布密度を車種別に示す。

(7) 貨車の積載効率調査

積載貨物を品目別に実重量と運賃計算トン数による場合の車種別積載効率を比較する。

(8) 貨車流動状況調査

発局の関係着局別に車種別車数を示し、車種別にみた貨車の方向と利用度を局別にあらわす。(中村謙二)

しゅようせいどうき 手用制動機 (英) hand brake 車上でハンドルを操作して人力のみにより、直接その車両に制動を行うことのできる装置。一名手ブレーキ。

この制動機の制動力については、制輪子に作用する圧力をもって定められていて、その圧力が、空車の場合制輪子に圧力の作用する車輪の、軌条に対する圧力の $\frac{20}{100}$ 以上であることと定められている。(三和達忠)

しゅりんぼく 主林木 (英) main tree-crop, co-dominant tree

鉄道林は災害の種類に応じて吹雪・なだれ、飛砂・落石防止等に林の種類を分けて営林に当たっているが、これらの目的を達する上に最も必要な条件を具備する樹種を、主林木として選定している。したがって主林木は防災林としてその林を代表する樹種であって針葉樹ではすぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ、どいつとうひ、からまつ、とどまつ、広葉樹ではなら、くり、けやき等である。→副林木。(高村義次)

しゅるいへんこう 種類変更(乗車券類の)

旅客が鉄道係員の承諾を得て、旅客運賃・料金の再計算の上、相当の手数料を支払って、所持する急行券(乗車列車を指定しない普通急行券・準急行券にかぎる)の普通急行・準急行の相互の種類、寝台券の特別室・普通室・上段・下段の相互の種類または定期乗車券の普通(均一定期乗車券を除く)・通勤・通学の相互の種類を変更することをいう。この場合定期乗車券の種類変更で、通勤・通学定期乗車券に変更する場合には、旅客は通勤・通学の相当証明書を提出しなければならない。

1 変更時期

急行券については列車出発前、寝台券については使用開始前にかぎるが、定期乗車券については乗車券購求後であれば通用開始日以前でも開始日後でも取扱をする。

2 変更箇所

定期乗車券の種類変更はその発売した駅または案内所にかぎって取扱うが、急行券・寝台券の種類変更は駅(案内所を除く)でも乗務員でも取扱をする。

3 変更回数

定期乗車券の種類変更は1回にかぎって取扱うが、この場合